

令和5年度愛媛県人権・同和教育研究大会 教育長あいさつ

令和5年11月7日（火）
愛媛県県民文化会館

令和5年度愛媛県人権・同和教育研究大会の開会にあたり、御挨拶を申し上げます。
本日は、御来賓の皆様をお迎えし、また、県内各地から同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて真摯に取り組んでおられます皆様に御参加いただき、本大会が開催できますことを、心から感謝申し上げます。

さて、今年は、本県に水平社の支部が設立されてから100年の節目に当たります。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」の一文で結ばれた水平社宣言のもと、差別と闘う意思が集結し、組織的な運動として県内各地に広がり、この1世紀の間、先人達の熱い思いは脈々と受け継がれ、水平社が目指す「人間を尊敬することによって差別をなくす社会」を実現するために、様々な取り組みが進められてきました。

近年では、「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」のいわゆる「人権3法」が施行されるなど、個別の課題に対応した立法措置が相次ぎ、今年6月にも「LGBT理解増進法」が成立しました。しかしながら、法整備を進めるだけでは、人権尊重の理念定着には十分ではありません。「21世紀は人権の世紀」と呼ばれて久しい今こそ、私たち一人ひとりが、人権問題の解決に向けて、強い意志を持ち行動することが重要であると考えます。

昨年、5年ぶりに実施された内閣府による「人権擁護に関する世論調査」では、人権問題の解決に向けて力を入れて取り組むべきこととして、約半数の方々が「人権教育の充実」や「啓発広報活動の推進」と回答しており、人権教育及び人権啓発に関する施策に大きな期待が寄せられていることがうかがえます。

こうした中、県では、「愛媛県人権・同和教育基本方針」のもと、人権尊重の視点に立った学校教育や社会教育の充実をはじめ、深い認識と実践力を身に付けた指導者の養成などに取り組み、県民一人ひとりの人権意識の高揚に努めてきているところですが、100年の時を経て、改めて当時の差別解消の思いに学び、全ての人の人権が大切にされる教育を創造してまいりたいと決意を新たにしています。

本日御参会の皆様方には、県内各地における教育実践の交流を通して、人権尊重の輪をさらに広げていただき、本日の大会が、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決への展望を切り拓くことのできる実りの多い大会となりますよう御期待申し上げます。

結びに、御参会の皆様方のますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、開会の御挨拶といたします。